２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、未収入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。　（単位：百万円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴　有価証券及び投資有価証券（＊２） 満期保有目的の債券	17,352	17,121	△　230
⑵　国立大学法人等債償還引当特定資産（＊３） 金銭の信託	1,400	1,400	―
⑶　金銭の信託	11,476	11,476	―
⑷　長期借入金	(54,010)	(52,603)	(△　1,407)
⑸　国立大学法人等債	(30,000)	(17,925)	(△　12,075)
⑹　リース債務（＊４）	(3,910)	(3,786)	(△　123)
⑺　ＰＦＩ債務（＊４）	(5,960)	(5,058)	(△　901)

（＊１）　負債科目に係る金額は上記表中（　）書きにて表示しております。

（＊２）　投資有価証券には新株予約権（貸借対照表価額５百万円）が含まれておりません。

（＊３）　国立大学法人等債償還引当特定資産は、金銭の信託（貸借対照表価額1,400百万円）の他、預金（貸借対照表計上額1,400百万円）を保有しておりますが、預金については注記を省略しております。

（＊４）　貸借対照の未払金に含まれるリース債務及びＰＦＩ債務については、上記表中⑸リース債務及び⑹ＰＦＩ債務にそれぞれ区分して計上しております。

（注１）　市場価格のない株式等及び組合出資金は次のとおりです。　（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額
関係会社株式（非上場株式）	150
その他関係会社有価証券（投資事業有限責任組合出資金）	9,944

（注２）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

政府保証債等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、構成物のレベルに基づき時価を分類しております。

長期借入金、リース債務及びＰＦＩ債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

国立大学法人等債

相場価格を用いて評価しており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

（賃貸等不動産の時価等に関する注記）

当法人は、賃貸不動産として寄宿舎等を有しております。これらの貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は以下のとおりであります。　（単位：百万円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
13,731	△　79	13,652	13,863

（注１）　貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）　当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりであります。

減価償却等による減少　79百万円

（注３）　当期末の時価は、主として「不動産鑑定基準」に基づいて当法人で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）、償却資産については、適正な帳簿価額によっております。

また、賃貸等不動産に関する令和７年３月期における収益及び費用等の状況は次のとおりであります。　（単位：百万円）

賃貸収益	賃貸費用	その他（売却損益等）
433	588 (120)	― ―

㈱　減価償却相当累計額については、「賃貸費用」の内数として（　）内に記載しております。

（産業競争力強化法第21条に基づく出資に関する注記）

当法人は、産業競争力強化法第21条に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得した有価証券について、国立大学法人法施行規則第14条の３第１項の指定を受けており、当該有価証券を発行する認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該特定研究成果活用支援事業を実施する法人の財務状況及び投資事業有限責任組合の活動状況については下記のとおりであります。

１．特定研究成果活用支援事業の概要

大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社（以下、ＯＵＶＣ）は、大阪大学の研究成果の事業化促進に向けた取組を進め、研究成果の活用促進を通じた新しい社会的価値を創出する目的で、平成26年12月に産業競争力強化法に基づき設立されました。大阪大学と民間金融機関との間でＯＵＶＣを